

広報

おやまざき

11

2021(令和3)年

とれたて！

第2保育所の子どもたちが町内の畑で秋の収穫を行いました。やがて畑の中から現れたのは、丸々と太ったおいしそうなさつまいも。自ら収穫した芋を両手に、満足そうな子どもたちでした。

今月の主な内容

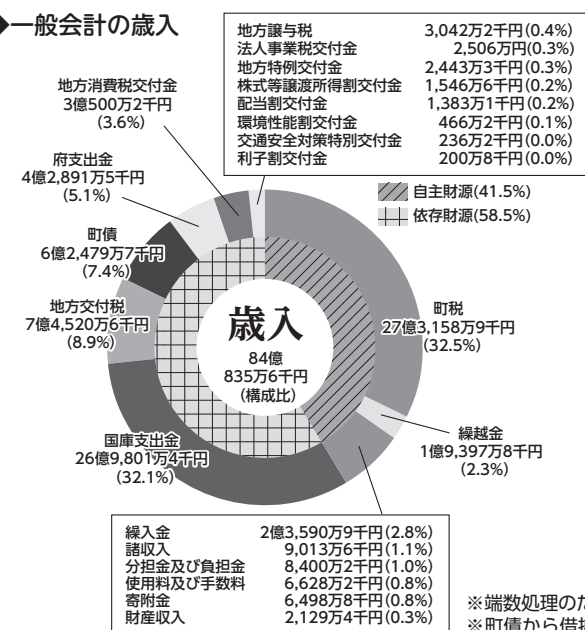
- 令和2年度決算 P 2
- 新型コロナワクチン接種について P 7
- 令和4年度 保育所等の新規入所申し込みを
受付します P 8
- マイナンバーカードが健康保険証として
利用できるようになりました P12
- 令和4年度採用 大山崎町職員採用試験案内 P16

vol.648

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>

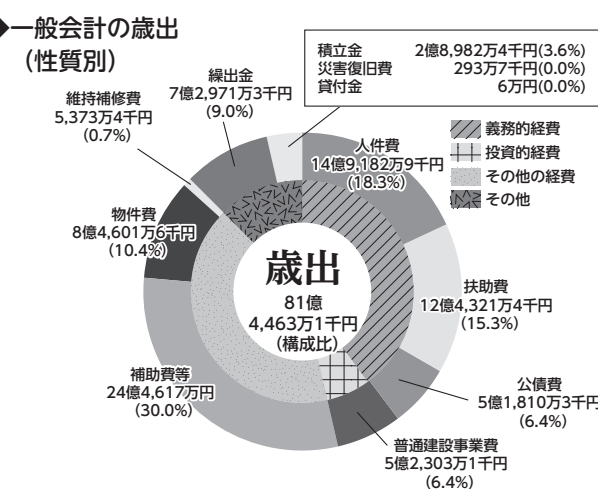
一般会計の決算

◆一般会計の歳入



※端数処理のため各構成比の合計が100%にならない場合があります。
※町債から借換債6,250万円を除いています。

◆一般会計の歳出 (性質別)



※端数処理のため各構成比の合計が100%にならない場合があります。
※公債費から借換債6,250万円を除いています。

歳入「町税の減収・国庫支出金の大幅増」

歳入のうち、町税などの町が独自に調達できる「自主財源」が約41・5%、町債や地方交付税、国・府からの支出金などの「依存財源」が約58・5%を占めています。

歳入の根幹をなす町税は27億3,158万9千円で、前年度より1億2,948万7千円(△4・5%)の減となり、歳入総額に占める割合は32・5%となっています。町民税法人税割が前年度比約46%の大幅減となったほか、各税目で、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた特例としての「徴収猶予」により、減収となっています。

一方、国庫支出金は、特別定額給付金給付事業等、新型コロナウイルス感染症対策事業関連の収入に伴い、大幅な増収となっています。

歳出「性質別の特徴」

人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の合計は、32億5,314万6千円で、前年度比10・2%の増。

令和2年度の特徴として、地方公務員法の改正に伴う会計年度任用職員制度の開始に伴い、「人件費」では前年度比3億2,497万円(+27・8%)の増、「扶助費」では同1,625万4千円(△1・3%)の減となりました。

その他、「補助費等」では特別定額給付金給付事業等により、同17億8,315万3千円の増となっています。

令和2年度

決算

令和2年度大山崎町各会計別決算が、令和3年町議会第3回定例会で認定されました。

問=企画財政課 財政係 ☎956-2101 (内341)

一般会計決算の概要

令和2年度においては、政策目標を「住民とともに歩むまちの創造」とし、①住民参加の実践、②地域コミュニティの再興、③小さな行政の実現、④暮らしの安心、を重点施策として、各種の事業に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症対策事業の実施に伴い、歳入・歳出ともに前年度と比べて大幅な増となつて過去最大の規模となりましたが、子育て支援や教育環境向上、都市基盤整備、安心安全を支える取り組み等を着実に推進しました。

歳入決算額は、84億

7,085万6千円、歳出決算額は82億713万1千円、歳入から歳出を差し引きした形式収支は2億6,372万5千円の黒字となりました。

ここから翌年度への繰越事業の財源となる1億3,032万1千円を差し引いた実質収支は1億3,340万4千円となりました。

●各会計の決算額 ※水道事業会計はp6を参照

区分	歳入決算額	歳出決算額	差引額
一般会計	84億7,085万6千円	82億713万1千円	2億6,372万5千円
事業特別会計	40億2,461万2千円	38億1,548万7千円	2億912万5千円
内訳	国民健康保険	14億739万1千円	1億1,878万1千円
	下水道	7億3,939万6千円	2,200万円
	介護保険	15億6,875万8千円	5,876万1千円
	後期高齢者医療保険	3億906万7千円	958万3千円
財産管理特別会計	2,521万1千円	361万3千円	2,159万8千円
内訳	大山崎区	2,167万3千円	1,836万2千円
	円明寺区	340万7千円	322万5千円
	下植野区	13万1千円	1万1千円

その他



- ・第4次総合計画後期基本計画策定事業
- ・花と緑のまちづくり事業
- ・集会施設耐震診断事業
- ・ベンチ整備事業
- ・町立体育館バスケットゴール更新事業
- ・史跡大山崎瓦窯跡整備事業

都市基盤整備、安心・安全



- ・JR山崎駅バリアフリー化補助事業
- ・町道改修事業 (円明寺が丘団地・下植野団地側溝改良、通学路カラー舗装)
- ・公園遊具等更新事業
- ・防災伝道師フォローアップ講座開催事業
- ・ドローン整備事業
- ・大山崎中学校蓄電池設置事業

子育て支援、教育環境向上



- ・子育て支援医療費助成事業の拡充 (中学生通院の自己負担額引下げ)
- ・第2保育所防水改修事業 (工事)
- ・子育てのための施設等利用給付 (幼児教育・保育無償化事業)
- ・町立学校給食設備修繕
- ・外国語指導助手委託

令和2年度 主な事業のふりかえり

新型コロナウイルス感染症 対策関連の主な事業



- ・特別定額給付金給付事業
- ・各公共施設感染症対策事業
- ・新生児特別定額給付金支給事業
- ・子育て世帯への臨時特別給付金給付事業
- ・京都府休業要請対象施設支援給付事業
- ・飲食店応援商品券事業
- ・水道料金・下水道使用料基本料金免除費用補助
- ・公立小中学校遠隔学習環境整備事業

財政指標等の状況

●財政状況を表す各指標の推移

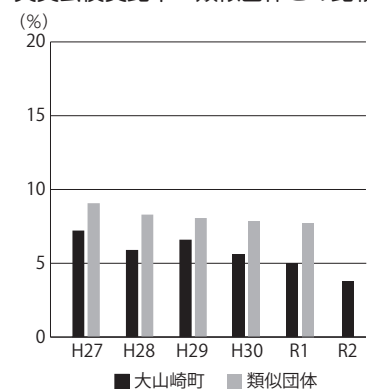
		R2	R1	H30	H29	H28	早期健全化基準
健全化判断比率	①実質赤字比率	-	-	-	-	-	15.0%
	②連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	20.0%
	③実質公債費比率(3年平均)	3.7%	5.0%	5.6%	6.5%	5.8%	25.0%
	④将来負担比率	7.3%	9.7%	23.3%	58.2%	53.9%	350.0%
その他の指標	⑤財政力指数(3年平均)	0.798	0.794	0.792	0.792	0.813	
	⑥実質収支比率	3.2%	4.2%	4.4%	3.9%	3.2%	
	⑦経常収支比率	96.6%	95.4%	94.3%	91.3%	97.8%	

数字で示す
町の財政

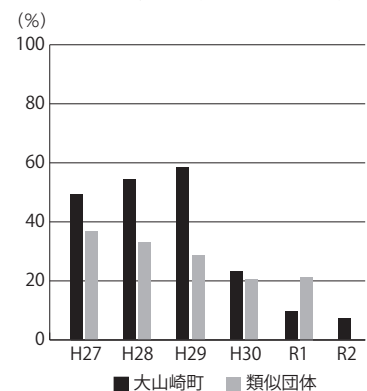
●用語の説明

①実質赤字比率	地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。
②連結実質赤字比率	水道事業などの公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。
③実質公債費比率	地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。18%以上だと、新たな地方債借入をするために国や都道府県の許可が必要になり、25%以上だと借入を制限されます。
④将来負担比率	地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。
⑤財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額(標準的な地方税収)を基準財政需要額(行政事務の必要経費)で割ったものです。財政構造の柔軟性を表し、数値が高いほど自主財源の割合が高く財政状況に余裕があるといえます。
⑥実質収支比率	その年度の実質収支額を標準財政規模で除して得られる比率で、普通3%から5%程度が望ましいとされています。
⑦経常収支比率	地方公共団体の財政構造の柔軟性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充てられる一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)と減税補てん債及び臨時財政対策債を合計した額に占める割合です。この比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

実質公債費比率 類似団体との比較



将来負担比率 類似団体との比較



～都市計画税の使途～

都市計画税は、法定の目的税です。地方税法に基づき、各自治体で条例を制定し課税するので、その使途は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業等に限定されています。

町が現在実施している都市計画事業等は、主に公共下水道事業であり、都市計画税の課税に伴う税収はその事業費用に充当することとしています。具体的には、雨水処理のための雨水排水ポンプ場の排水能力強化・改築や、汚水処理のための汚水中継ポンプ場や汚水管の耐震化や老朽化対策に要する費用です。令和2年度においては、都市計画税の収入額全額を、公共下水道事業の元利償還金(約1億5千万円)の財源として充当しました。



歳出を 住民1人あたりでみると

1人あたり歳出決算額

498,204円

令和2年度末住民基本台帳人口16,348人
(令和3年3月31日現在の人口に基づいて計算しています。)

議会費 6,005円

議会運営に関する経費です。

労働費 110円

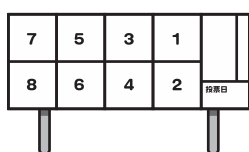
勤労者福祉のための経費です。

消防費 29,879円

皆さんの生命と財産を守るための経費です。

総務費 157,803円

戸籍・住民登録、徴税、選挙、統計調査や交通安全など、町の総括的な事務事業に要する経費です。

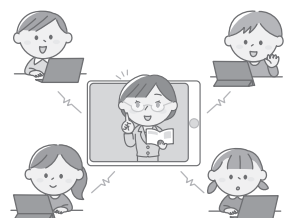


農林水産業費 1,328円

農業振興のための経費や天王山の森林整備に関する経費です。

教育費 43,843円

学校教育及び生涯学習・文化・スポーツ等に要する経費です。



商工費 2,147円

商工や観光の振興に要する経費です。

民生費 151,357円

皆さんの健康や福祉のための費用です。



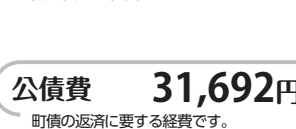
土木費 43,361円

主に道路やまちづくりに関する経費です。



災害復旧費 180円

災害によって被害を受けた施設等の復旧に要する経費です。



公債費 31,692円

町債の返済に要する経費です。

基金と町債の状況

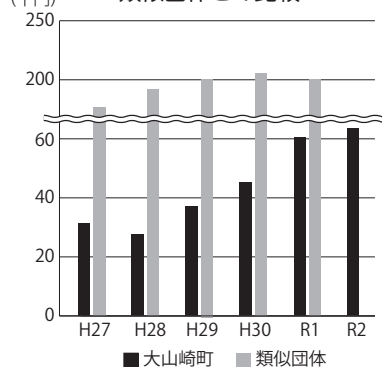
基金

基金は、家計でいえば貯金のようなもので、災害や思わぬ収入減など、もしもの時に備えておくべきものです。大規模化する災害への備えや、以前からの課題となっている都市基盤整備、公共施設の老朽化対策などの負担に備えて適切に基金への積み立てを行う必要があります。

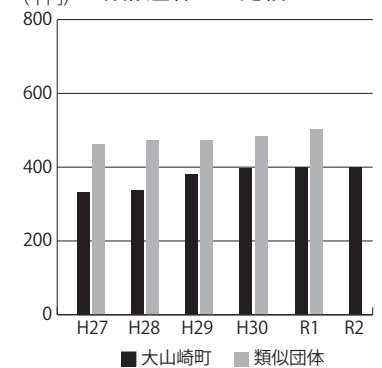
住民1人あたりの基金残高は、特定目的基金を合わせても、府内市町村全26団体の中で7番目に少ない額となっています(令和元年度末時点)。

令和2年度末の財政調整基金の現在高は、前年度末から5,703万円増の4億2,865万5千円となり、各基金残高の総額は、6,866万円増加しました。

人口一人あたり基金残高
類似団体との比較



人口一人あたり地方債残高
類似団体との比較



町債

住民1人あたりの町債現在高は、府内市町村の中で、6番目に少ない状況となっています(令和元年度末時点)。

令和2年度末現在高は65億2,153万9千円であり、前年度末から1億3,181万9千円の増となりましたが、現在高のうち約55%を、普通交付税の代替財源である「臨時財政対策債」が占めています。

この「臨時財政対策債」は、後年度において、すべて普通交付税として措置されます。

健全化判断比率

自治体の財政状況を表す指標として、健全化判断比率があります。

これは、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのもので、4つの財政指標が定められています。

令和2年度決算に基づく本町の比率及び、過去5年間の推移は表のとおりです。

令和2年度の「実質公債費比率」は、府内市町村の中で8番目に低い状況となっています。また、「将来負担比率」は、府内市町村の中で8番目に低い状況

況となっています。

いずれの比率においても早期健全化基準(財政状況が悪化していると考えられ、改善計画の策定を義務付けられる基準)には該当しておらず、健全な財政運営を維持しています。

経常収支比率

会計年度任用職員制度の開始に伴い、人件費が増加したことにより、前年度95.4%から今年度96.6%となり、財政構造の硬直化が、さらに進行しました。

大山崎町新型コロナワクチン接種について

— 1回以上ワクチン接種を終えた方は **84%**！（10月13日時点。対象人口ベース。） —

◎大山崎町の新型コロナワクチン接種状況は以下のとおりです。

	1回目	2回目
接種数	12,186 人	11,090 人
接種率	84.0 %	76.5 %

令和3年10月13日 18時時点

65歳以上は1回目92.9%、2回目91.5%です。

◎集団接種・個別接種を終了しました。

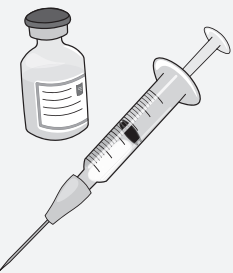
上記のとおり、対象人口の84%の方が1回目接種を終えている状況から、10月24日 **日**をもって町の集団接種・個別接種の新規予約を終了しました。今後、新たに接種を希望される方は、京都府が実施する大規模接種会場をご利用ください。（※）ただし、10月13日時点で大規模接種会場での接種対象とならない「12歳～15歳の方」については現在対応を調整中です。希望者把握のため、接種希望の方は、町のコールセンターへお申し出ください。 **大山崎町コールセンター（☎0120-056-716）**
※対象人口の80%以上が接種を終えている状況では、より広域的な接種（京都府会場など）の枠組みが必要となります。ただし、全国的にも接種率が対象人口の80%に迫っており、府の会場が今後も継続されるかどうかは注意が必要です。新たな動きがあればホームページなどでお知らせします。

◎「接種済証」（接種券の右端）を大切に保管してください。

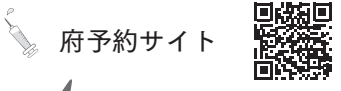
「接種済証」は、新型コロナワクチン接種を受けたことの証明になります。
「接種済証」に「臨時」と記入されていますが、これは「臨時の接種済証」という意味ではなく、予防接種法に基づく「臨時接種」を受けたという意味です。後日、新しい接種証明書などが発行されるわけではありませんので、大切に保管してください。

◎3回目の接種について

新型コロナワクチンの3回目接種については、10月13日時点で「実施する」ことが決定しているのみで、詳細については国で調整中です。情報が入り次第、広報やホームページでお知らせいたします。



現在の予約状況から、
2回目接種も**82%**を超える見込みです。



府予約サイト

本誌発行時点で予約が
終了している可能性もあります。

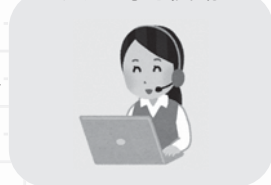
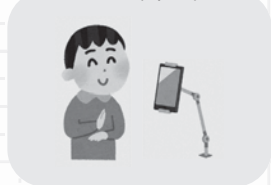
「ビデオ通話による手話サービス」 はじめました！！

福祉課では、LINEアプリのビデオ通話機能を利用した「手話サービス」を開始します。役場への問い合わせなど、自宅や出先などからスマートフォンやタブレットを使って、町の設置通話者と手話で会話ができるサービスです。
※利用を希望される場合は登録が必要です。

- 利用時間：平日8：30～17：15（年末年始除く）
手話通話者が不在等によりサービスの提供ができない場合があります。
- 登録申込：「大山崎町ビデオ通話による手話サービス」利用に関する同意書を役場福祉課に提出。
※端末（スマートフォン・タブレット等）を窓口にお持ちいただければその場で利用登録ができます。

自宅や外出先

大山崎町役場



問＝福祉課 社会福祉係 ☎956-2101（内152）／FAX957-4161 ✉fukushi@town.oyamazaki.lg.jp



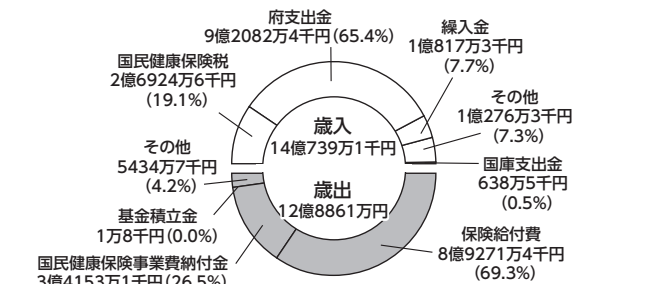
今の尻江橋は歩道が狭く車両のすれ違いも困難なため、令和4年度の完成を目指し、橋の南側に人道橋を設置します。また、橋の歩道部分を切り下げることで、車両のすれ違いがスムーズになります。この工事により人と車の通行が分離され、安全に橋を渡ることができるようになります。

**尻江橋に
人道橋を新設します**
問＝建設課
☎956-2101（内255）

事業特別会計・水道事業会計の決算

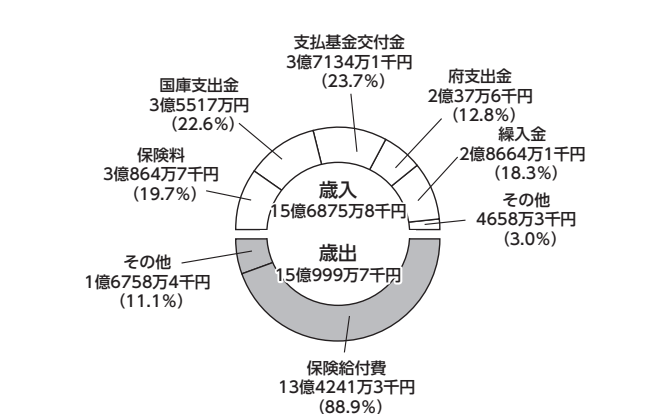
※端数処理のため各構成比の合計が100%にならない場合があります。

◆国民健康保険事業特別会計



社会保険（職場の健康保険やその家族）以外などの人が加入する医療保険制度です。
令和2年度の決算は、歳入総額が前年度比2.8%増の14億739万1千円、また歳出総額は前年度比1.4%増の12億8,861万円となりました。

◆介護保険事業特別会計



介護保険の被保険者で、要支援認定者または要介護認定者に対して、必要な給付を行うための特別会計です。
令和2年度の決算は、歳入総額が前年度比3.1%増の15億6,875万8千円、歳出総額は前年度比2.4%増の15億999万7千円となりました。

◆水道事業会計

収益的収支 (税抜)	
区分	決算額
収益的収入	4億2,382万円
収益的支出	4億626万円
資本的収支 (税抜)	
区分	決算額
資本的収入	8,028万円
資本的支出	1億3,024万円

令和2年度の決算は、経営活動による収益的収支の収入額は前年度比3.3%増の4億2,382万円、支出額は前年度比4.9%減の4億626万円となりました。
この結果、1年間の実質収支は1,756万円の黒字となり、令和2年度末の累積欠損金は3億6,612万円となりました。
また、水道施設の改良事業に要する資本的収支の収入額は前年度比36.0%減の8,028万円、支出額は前年度比24.2%減の1億3,024万円となりました。不足額は、減価償却費などの内部で留保している資金で補填しました。

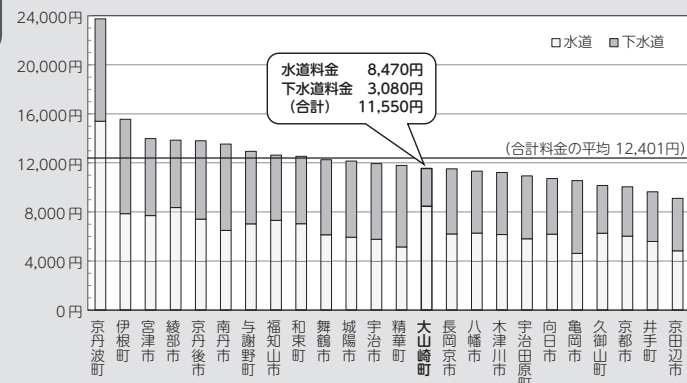
【主な実施事業】

- ・谷田南加圧ポンプ室機械電気設備更新他工事
- ・大山崎町水道事業配水池更新及び重要給水施設管路耐震化基本設計
- ・脇山地区配水管布設替工事

府内24市町の水道料金・下水道使用料の状況



※一般家庭用・口径20mm・2か月40㎡を使用した場合の料金（税込）
※町調べ
（各市町料金表より／令和3年10月）



令和4年度 保育所等の新規入所申し込みを受付します

令和4年4月から保育所・小規模保育施設への新規入所を希望される方は、次の要領でお申し込みください。

※令和3年度中に入所申込書を提出して入所保留（待機）となっている方も、新たに令和4年度の入所申込が必要です。

※入所希望者が多数の場合は、ご希望の保育所等に入所できない場合や入所保留（待機）となる場合があります。

問＝福祉課 児童福祉係 ☎956-2101（内181/184/185）



保育所等入所申し込みの流れ

- 入所案内等の配布
11月1日（日）から福祉課 児童福祉係（役場1階7番窓口）、町内保育所・小規模保育施設にて配布するとともに、町ホームページでもお知らせします。
- 受付期間
12月6日（月）～10日（金）
午前9時～正午、午後1時～4時、午後5時～7時
※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、受付期間を長くしています。例年受付初日、特に午前中は大変混み合い、お待ちいただく場合があります。「密」を避けるためにも、初日以外の申し込みにご協力ください。右記期間内であれば申込順序は入所審査に影響しません。
- 受付場所
役場1階第1会議室（6番窓口の向かい側）
※郵送不可。受付時に必要事項の聴取を行いますので、質問に責任を持って答えられる方が申込用紙を持参してください。
- 結果通知
後日、各ご家庭に文書で通知します（令和4年2月中旬頃予定）。

保育所等入所の要件は

- 児童と保護者がともに大山崎町に住所を有し、住民登録をしていること。また、保護者のいずれもが、次の①～⑧の要件のいずれかに該当すること。
- ① 月64時間以上の仕事に就いている（就労）
 - ② 母が妊娠中である、あるいは出産後間がない（産前産後）
 - ③ 病气やけがの状態にある、あるいは心身に障がいがある（疾病・負傷・障がい）
 - ④ 病人やけが人あるいは心身に障がいのある人の介護、看護を行っている（介護・看護）
 - ⑤ 火災、風水害、地震等に罹災し、復旧にあたる（災害罹災）
 - ⑥ 求職活動（起業準備を含む）を継続して行っている（求職）
 - ⑦ 保護者が学校に在学している、または職業訓練を受けている（就学）
 - ⑧ その他、町長が認める①～⑦に類する状態にある（その他）

※入所決定後に変更があり入所要件に該当しなくなった場合は、入所決定取消や退所となります。

町内の保育所・小規模保育施設

対象児童は、令和4年4月1日時点での年齢です。

施設種別	内容	運営主体	施設名
保育所	0歳児から小学校就学前の乳幼児を保育する認可保育施設	大山崎町	大山崎町立大山崎町保育所 大山崎町立第2保育所 大山崎町立第3保育所（※1）
		社会福祉法人 端山園	大山崎さくらの里保育園（※2）
小規模 保育施設	0歳児から2歳児（3歳になった年度末まで）を対象とした定員6名以上19名以下の認可保育施設（※4）	学校法人 永守学園	京都先端科学大学附属 みどりの丘保育園（※3）
		社会福祉法人 物集女福祉会	ひかり保育園大山崎町（※1）

- （※1）町立各保育所・ひかり保育園大山崎町は、令和3年10月1日以前生まれの児童が対象になります。
- （※2）出産予定日が令和4年2月3日以前の児童も申し込みできます。ただし、令和4年2月4日以後に出産された場合は、5月以降の入所になります。
- （※3）京都先端科学大学附属みどりの丘保育園は、1歳児および2歳児が対象になります。
- （※4）3歳児以降も保育の継続を希望される場合は、原則保育所へ転園していただくことになります。



よくある質問

Qどのように入所者を選考するの？

A申込書記載事項や添付書類、申込受付時の家庭状況の聴取結果を基にして審査を行い、「保育の必要性」の高い児童から入所を決定します。

Q現在求職活動中ですが、保育所に入所できる？

A求職活動中は、「保育の必要性がある」状態に準じると認められるため、入所申し込みが可能です。ただし、入所後一定期間（入所から90日経過日が属する月の末日まで。雇用保険受給中の場合は受給期間満了日が属する月の末日まで）内に就職されていない場合には退所していただきます。

Q育児休業中でも保育所に入所できるの？

A育児休業中は「保育の必要性がある」状態とは言えませんので、入所いただくことはできません。ただし、申し込み時点では育児休業中であっても、入所時点（※）で職場復帰を予定されている場合は入所申し込みが可能です。また、育児休業前にすでに保育所に入所していた児童については、引き続き入所を認めます。

※原則として4月1日入所の時点で職場復帰を予定されていることが必要ですが、特例として、4月中旬に職場復帰を予定されている方も入所申し込みが可能です。

令和4年度放課後児童クラブ

入会申込受付については次ページへ



町内の幼稚園について

保育所と小規模保育施設のほか、京都先端科学大学附属みどりの丘幼稚園でも小学校就学前児童の教育・保育を行っています。

幼稚園の保育料についても、満3～5歳児の全ての児童の保育料（入園初年度のみ入園料（月割）も含む）は、月額上限25,700円まで無償です。また、保護者が就労しているなどにより、保育の必要性の認定を受けた世帯は、預かり保育料も無償となります（3歳の誕生日の前日からその年度末までの子どもは住民税非課税世帯である場合のみ。月額上限あり）。

※入園手続き等の詳細は直接幼稚園へお問い合わせください。

運営主体	施設名	入園可能年齢	利用時間
学校法人 永守学園	京都先端科学大学附属 みどりの丘幼稚園 問＝☎957-3003	満3歳～ ※2歳児は子育て 支援事業として実施	9：00～13：50 ※午前保育、その他預かり保育 （7：30～18：30）もあり



保育の必要量（時間）の認定について

保育の必要量の認定区分（標準時間・短時間）によって、利用できる時間は変わります。

【短時間認定】

午前8時30分～午後4時30分

【標準時間認定】

午前7時～午後6時（京都先端科学大学附属みどりの丘保育園は午前7時30分～午後6時30分）。午後6時以降も保育が必要な場合は、延長保育も可（京都先端科学大学附属みどりの丘保育園では、なし）

保育料について

【無償】

・3～5歳児の全ての児童
・住民税非課税世帯の0～2歳児

【保育の量・保護者の所得に応じて決定】

左記以外の0～2歳児

※保護者の所得は住民税の申告・課税額（9月切り替え）を基準に算定します

※延長保育は別途料金が発生します（延長保育料は0歳児～5歳児が対象）

給食費（副食費）について

保育所に入所している3～5歳児の給食費（副食費）は各施設で徴収します（月額4,500円）。

※0～2歳児の給食費（副食費）は保育料に含まれています。

※世帯の所得状況や世帯構成によって、給食費（副食費）が免除されます。

除となる場合があります。

※施設によって、給食費（副食費）以外に実費として徴収されている費用（行事費など）があります。

入所中児童の継続入所申し込みは

現在、保育所・小規模保育施設に入所している児童で、令和4年4月以降の継続入所（転園を含む）を希望される方は、各施設で配布する用紙に必要書類を添付のうえ、12月中旬頃までに提出してください。提出期間など詳細は各施設を通じて連絡します。

放課後児童クラブ入会申込受付

12月13日(月)～18日(土)

問＝生涯学習課 生涯学習・スポーツ振興係 ☎956-2101 (内235)

放課後児童クラブでは、保護者が就労などのため昼間家庭にいない児童(町内在住の小学校1～4年生)を対象として、安心・安全な居場所づくりと家庭に代わる生活の場の提供を行っています。

【開設時間・場所】

平日13:00～18:00/☎8:30～18:00/

☎・☎以外の学校休業日8:30～17:30

○「なかよしクラブ・ともだちクラブ」(大山崎小学校内)

○「でっかいクラブ」(第二大山崎小学校内)

【費用】

○保護者協力金(前年度町民税額に応じて月額0円～8,500円(口座振替で毎月納入))

○傷害保険料(年間800円程度)

○その他(各クラブ保護者会では、おやつ代、保護者会費などを徴収されています)

申込方法

【受付日時・場所】12月13日(月)～18日(土)

平日8:30～12:00、13:00～17:15/☎13:00～19:00

生涯学習・スポーツ振興係(役場2階24番窓口)

【必要書類】

(1) 入会申込書

(2) 保育を必要とする事由を証明する書類(就労証明書など)

(3) 令和3年度市町村民税課税(非課税)証明書
※令和3年1月2日以降転入世帯のみ必要

【結果通知】

○令和4年2月末を目途に文書で入会の可否を通知する予定

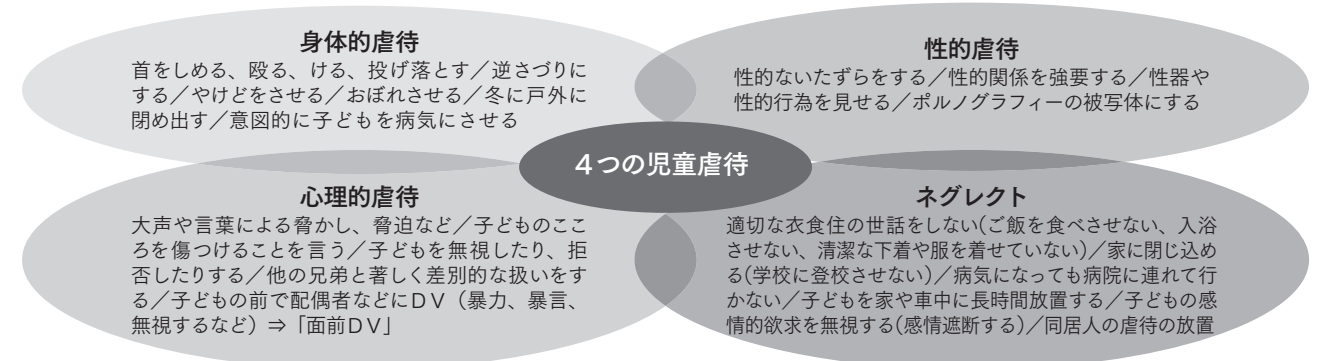
※入会案内の配付は、上記窓口へお越しいただくか、町ホームページからもダウンロード可能です。

11月は、児童虐待防止推進月間です

～189(いちばやく)「だれか」じゃなくて「あなた」から～

児童虐待により、尊い子どもの生命が奪われるなどの重大な事件が後を絶ちません。すべてのこどもが健やかに成長できる社会にしていけるために、一人ひとりができることを考えてみませんか。

虐待は大きく4つに分かれていますが、これらが重なって起きることが少なくありません。



もしも自分が虐待している？ もしもあの子が虐待されている？と思ったら……1人で抱え込まず相談窓口で気持ちを話してみましょう。

いらいらすると子どもにひどいことを言ってしまう。母親失格ではないか。

子どもがかわいいと思うことができず、一緒にいるのがつらい

ちょっと助けてほしいと言えず、自分ですべてやらなければいけない気がする

他の子よりできるようになることが遅く、自分の育て方が悪いと思ってしまう

子どもに虐待をしたと感ずることがあり、続けてしまうのではと不安になる



■相談・通告窓口

- ・児童相談所全国共通ダイヤル189
- ・京都府家庭支援総合センター ☎531-9900
- ・役場福祉課 児童福祉係 ☎956-2101 (内線181・183)
- ・町子育て支援センター「ゆめほっぺ」(町保健センター内) ☎959-9050

65歳から70歳未満の方へ

老人医療助成制度をご存じですか

Q1 老人医療助成制度って何？

病院などでの窓口負担割合が3割から2割になる、1月の自己負担額の上限が低くなるなど、自己負担額を軽減する制度です。

Q2 老人医療助成制度の対象者は？

次の条件を満たす方は、申請により病院や薬局、柔整(以下「医療機関等」といいます)の窓口での負担割合が2割になります。

(1) 同じ住所に所得税課税者がいないこと。

(2) 申請する方が、所得税課税者(別世帯の方含む)の社会保険や税の被扶養者でないこと。

Q3 制度を利用するには？

次の持ち物をもって役場1階3番窓口で申請してください。

持ち物

・被保険者証 ・印鑑

審査の結果、要件を満たしていれば受給者証を郵送します。

Q4 受給者証の使い方は？

医療機関等を受診される際、窓口で保険証と受給者証を提示すると、負担割合が2割になります。

Q5 医療機関等の受診時の注意点

京都府外の医療機関等を受診された場合には受給者証は使えません。医療機関窓口では3割の金額をお支払いください。(Q6へ)。

Q6 京都府外の医療機関等を受診するときは？

京都府外の医療機関で受診された場合でも、診療の翌月以降に役場に申請すれば差額の1割が支給されます。

申請に必要なもの

- ・被保険者証
- ・受給者証
- ・領収書(原本かつ保険点数記載のもの)
- ・対象者本人名義の振込先口座が分かる通帳等
- ・印鑑

Q7 医療費が高額になりそうなときは？

「入院時一部負担金限度額適用認定証(限度額証)」の交付を受けると、医療機関等での1ヶ月当たりの窓口負担上限額(以下「限度額」)が所得に応じて下がります(限度額証がなくても適正な限度額が適用される方もいます。詳しくはお尋ねください)。

限度額証が必要な方は、次の持ち物をもって役場1階3番窓口で申請してください(申請を受けてから交付するまでは時間がかかるため、余裕をもって申請してください)。

※加入している保険(国保や社保など)で限度額証の交付を受けていないと申請できません。

申請に必要なもの

- ・被保険者証
- ・受給者証
- ・加入中の保険での限度額証
- ・印鑑

Q8 1月の自己負担額が高額になったときは？

同じ月内で医療機関などに支払った自己負担額が高額になった場合、「高額療養費制度」により、申請すると限度額を超えた金額の払い戻しを受けることができます。

Q7の限度額証を持っても、1月のうちに複数の医療機関にかかったり、同じ世帯の老人医療受給者の医療費を合算したりすると限度額を超える場合がありますので、その際には高額療養費の申請ができます。

申請に必要なもの

- ・被保険者証
- ・受給者証
- ・領収書(原本かつ保険点数記載のもの)
- ・対象者名義の振込先口座が分かる通帳等
- ・印鑑

問Ⅱ健康課 保険医療係

☎956-2101 (内113)



年金のお知らせ

問＝健康課 保険医療係 ☎956-2101 (内113)

11月30日は「年金の日」です

【ねんきんネットを活用していますか？】

ねんきんネットでは、これまでの年金記録、これからの年金受給見込額を簡単に確認できます。「年金の日」を機会に「ねんきんネット」を使って高齢期の生活設計について考えてみませんか？

問＝ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル

☎0570-058-555 (ナビダイヤル)

☎03-6700-1144 (050から始まる電話でかける場合)

☎8:30～19:00／☎～☎8:30～17:15／

第2☎9:30～16:00

※第2☎を除く☎および12月29日～1月3日を除く

【年金事務所での年金相談】

年金事務所での年金のご相談は予約相談をご利用ください。相談希望日の1カ月前から前日まで受け付けています。予約時に基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。

問＝日本年金機構予約専用電話

☎0570-05-4890

☎03-6631-7521 (050から始まる電話でかける場合)

平日8:30～17:15

社会保険労務士による無料年金相談（要予約）

「年金を受け取る時の手続きは？」、「60歳以降年金をもらいながら働くことできる？」など、年金について分からないことや気になることはありませんか。町では京都府社会保険労務士会協力のもと、年金相談を実施しています。

とき＝原則毎月第2☎、13:00～16:00（1人30分程度）

※変更する場合がありますので、日程は広報紙のカレンダーでご確認ください。

ところ＝役場1階相談室

予約方法＝健康課 保険医療係（役場1階3番窓口）に来庁またはお電話ください。申し込み時にはご相談内容等を簡単にお聞きします。

予約受付時間＝8:30～17:15（正午～13:00を除く）

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が郵送されます —年末調整・確定申告まで大切に保管してください—

国民年金保険料は、その全額が所得税および住民税の申告において社会保険料控除の対象です（対象はその年の1月1日から12月31日までに納付した保険料）。

国民年金保険料を納めた方には「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が日本年金機構から送付されますので、確定申告の際にお使いください。

控除証明書の送付時期＝

①1月1日～10月1日に保険料を納付された方は、11月上旬に送付されます。

※10月2日～12月31日に納付された保険料については

証明書が発行されません。ご自身で領収書を保管するなどしてください。

②令和3年10月2日～12月31日に今年中ではじめて保険料を納付された方は、翌年の2月上旬に送付されます。

問＝ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-003-004 (ナビダイヤル)

☎03-6630-2525 (050から始まる電話でかける場合)

☎～☎8:30～19:00／第2☎9:00～17:00

※第2☎を除く☎および12月29日～1月3日を除く



マイナンバーカードが健康保険証として 利用できるようになりました

問＝健康課 保険医療係 ☎956-2101 (内112)

令和3年10月からマイナンバーカードリーダーが設置されている医療機関で、マイナンバーカードの健康保険証利用ができるようになりました。



このステッカー・ポスターが貼ってある医療機関・薬局で使えます。

～マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリット～



①より良い医療が可能に！

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診の結果や今までに処方された薬の情報を医師等と共有でき、より適切な医療を受けられるようになります。※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。

②自身の健康管理に役立つ！

ご自身の特定健診の結果や処方された薬の情報をマイナポータルで閲覧できます。

③オンラインで医療費控除も簡単！

令和3年11月（予定）から自分の医療費通知情報がマイナポータルで閲覧できるようになります。また令和3年分所得税の確定申告から、医療費控除の自動入力にも活用可能となります。

④手続きなしで限度額を超える一時的な支払いが不要に！

限度額適用認定証がなくても、入院時などの高額な窓口自己負担額が軽減されます。

⑤健康保険証としてずっと使える！

就職や引越しをして加入する保険が変わっても引き続き健康保険証として利用できます。※加入・脱退の手続きは必要です。

！ 利用には、事前登録が必要です。

「マイナポータル（政府が運営するオンラインサービス）」へアクセスください



登録方法

①カードリーダーやICチップの読み込みができるスマートフォンをお持ちの方

⇒パソコンやスマートフォンから直接登録ができます（マイナポータルサイトへアクセスください）

②①以外の方

⇒セブン銀行のATMから登録できます。健康課 保険医療係（役場1階3番窓口）でも登録の補助をしています。

注意

- 健康保険証はこれまでどおり発行されますので、そちらもご利用できます。
- カードリーダーが設置されていない医療機関では、従来通り保険証の提示が必要です。

- マイナポータルへアクセスするには、利用者証明用電子証明書暗証番号（4桁）が必要です。
- 医療保険加入・脱退等の手続きはこれまでどおり必要です。

使い方

医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざします。カードの顔写真を機器、または職員が目視で確認。その後、オンラインであなたの医療保険資格を確認します。詳しくはマイナポータルをご覧ください。

マイナンバーカードをお持ちでない方はこの機会にぜひ申請してください。
申請方法はこちら。 >>

